



関市脱炭素関連補助金

省エネ住宅購入等補助

最大

10万円

申請受付2月末日まで

※申請総額が予算上限に達した段階で、受付を終了する場合があります。

省エネ住宅の新築・リフォームで

節約



快適

国の補助金を受けて“省エネ性能を高めた住宅を取得”、“既存住宅の改修”をした市民に補助金を交付します。

＜対象となる国の補助金＞

- ①子育てグリーン住宅支援事業（住宅の新築、購入、リフォーム）
- ②先進的窓リノベ 2025 事業（リフォーム）

住むだけ脱炭素 家計にも優しい



※この画像はAIで作成しています。

お問合せ：関市 市民環境部 環境課 0575-23-7702

手続きは裏面をご覧ください。

補助対象事業

次に掲げる事業とする。ただし、下記の①に規定する省エネ住宅の建築及び②に規定する工事は、当該建築等に係る国補助金の交付を受けた市内事業者が施工するものでなければならない。

①省エネ住宅を取得する事業

②既存住宅について子育てグリーン住宅支援補助金又は先進的窓リノベ 2025 補助金の交付の対象となる工事を実施する事業

補助対象者

市内において補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・関市の住民基本台帳に記録されていること
- ・補助事業に係る国補助金の額の確定の通知書に共同事業者として記載されている者であること
- ・補助事業を実施する住宅に居住していること
- ・同一の世帯に属する世帯員に補助金の交付を受けた者がいないこと
- ・同一の世帯に属する世帯員の全てが市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと

補助額

次に掲げる補助事業の区分に応じた額とする。

【補助対象事業の①】 10万円

【補助対象事業の②】 国補助金の交付額の2分の1以内の額（最大10万円）

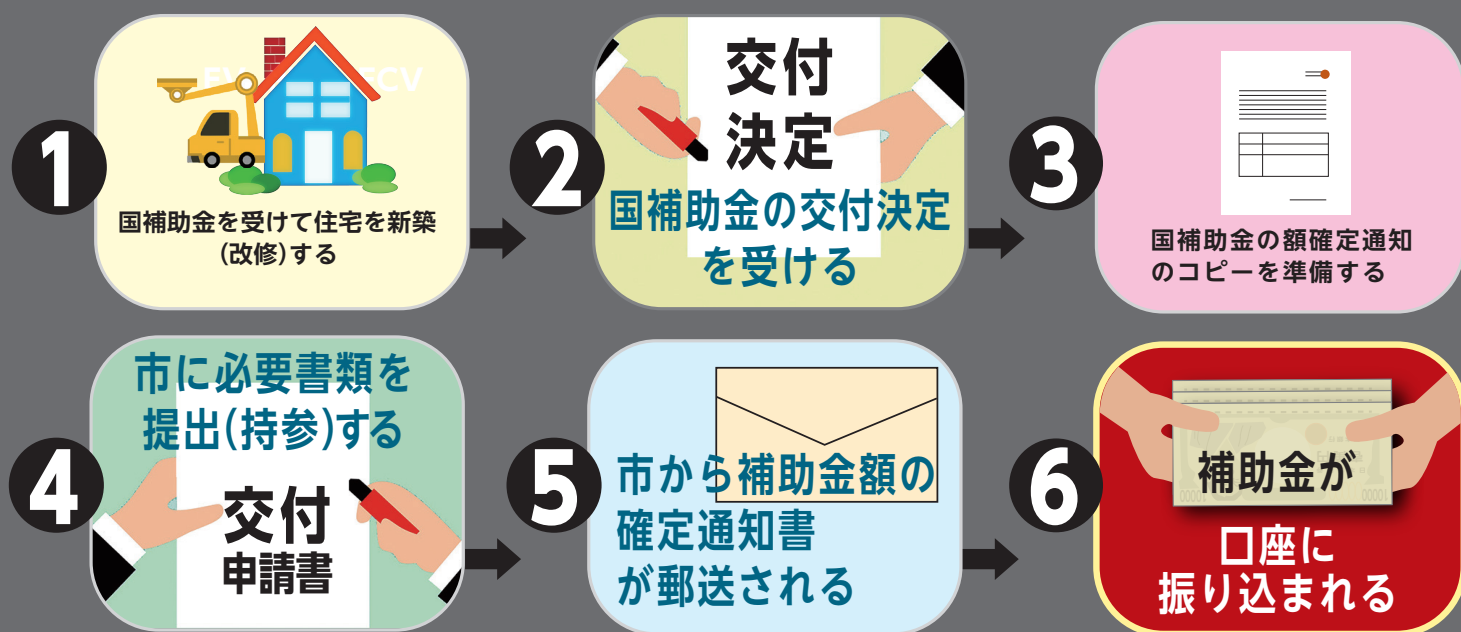
※複数の国確定通知書を受けている場合は、このうちの国確定通知書に係るものに限る。また、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

※1世帯につき1回を限度とする。

申請期限

補助事業に係る国確定通知書の交付を受けた日から60日を経過する日又は当該交付を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

補助金の手続きの流れ



必要な書類等は
市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.seki.lg.jp/0000021750.html>

お問合せ先

関市(市民環境部環境課)

TEL: 0575-23-7702